

国内旅行傷害保険



日本国内での旅行中・出張中のケガなどを補償する傷害保険

'13年10月改定



国内旅行中のこのようなときにお支払いします

傷害（基本契約）



車にはねられてケガをした



飛行機が墜落して死亡した



宿泊中火事にあいやケドをした



食中毒になり入院した

特約（オプション）

●賠償責任



買物中に商品を誤って壊した

●携行品損害



旅行バッグを盗まれた



カメラを落として壊した

●救援者費用等



被保険者（補償の対象となる方）が遭難した

補償の内容（国内旅行傷害保険特約付帯 普通傷害保険）

傷害【基本契約】

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>国内旅行行程中に、被保険者（補償の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガに対して、次の①～⑤の保険金をお支払いします。</p> <p>①死亡保険金 ケガ（事故）の日からその日を含めて180日以内に、そのケガが原因で死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>②後遺障害保険金 ケガ（事故）の日からその日を含めて180日以内に、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>③入院保険金 ケガ（事故）の日からその日を含めて180日以内にそのケガが原因で入院された場合に、入院の日数に対して、180日を限度に、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、ケガ（事故）の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては入院保険金はお支払いできません。</p> <p>④手術保険金 ケガの治療のため、所定の手術を受けられた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。 イ.入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 10倍 ロ.イ以外の手術の場合 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5倍 ただし、1事故につきケガ（事故）の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。</p> <p>⑤通院保険金 ケガ（事故）の日からその日を含めて180日以内にそのケガが原因で通院（往診を含みます。）された場合に、通院の日数に対して、90日を限度に、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、ケガ（事故）の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては通院保険金はお支払いできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、戦争等による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする事故 ●脳疾患、疾病または心神喪失に起因する事故 ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、フリークライミング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ●自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技（競技場における競技に準じる行為を含みます。）、競争、興行または試運転をしている間の事故 ●頸部症候群（いわゆるむちうち症）または腰痛などで医学的他覚所見のないもの <p style="text-align: right;">など</p> <p>❗●保険金は健康保険、労災保険、生命保険などとは関係なくお支払いします。 ●死亡保険金、後遺障害保険金については、合計して、保険期間を通じ各被保険者（補償の対象となる方）の死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>

＜ご注意＞ 次のいずれかに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金額（他の傷害保険・積立保険・共済契約等の保険金額を含みます。）が1,000万円を超えるご契約のお申込みはできませんのでご注意ください。

- ・被保険者（補償の対象となる方）の年齢が保険始期日時点で満15歳未満の場合
- ・被保険者（補償の対象となる方）がご契約について同意（署名）されていない場合

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>●賠償責任 国内旅行行程中に被保険者(補償の対象となる方)が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に被害者に支払うべき損害賠償金をお支払いします。また、損害の発生または拡大を防止するために要した費用、緊急措置費用、争訟費用、保険会社への協力費用などもお支払いできる場合があります。</p> <p>●賠償事故の解決に関する特約(概要) 賠償責任に自動的にセットされます。上記、補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士を選任などの手続について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意による損害賠償責任 ●地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした物に関し生じた損害賠償責任 ●自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>●損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。</p> <p>●「賠償事故の解決に関する特約」において弊社が代行業務をできない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回の事故について、被保険者の負う損害賠償責任の額が、保険金額を明らかに超える場合 ・損害賠償請求権者(被害者)が弊社と直接交渉することに同意いただけない場合 ・弊社の求める協力を正当な理由なく被保険者が拒んだ場合 ・日本国外で発生した事故の場合 ・被保険者に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 ・損害賠償請求権者(被害者)またはその代理人が日本国内に所在しない場合 <p>●被保険者が、既に他の保険商品等をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。</p>	
<p>●携行品損害 被保険者(補償の対象となる方)が国内旅行行程中に、偶然な事故により携行品(注)に損害が生じた場合に、保険期間を通じ、携行品損害保険金額を限度として被害物の損害額(被害物の時価額を限度とします。)から自己負担額(1回の事故について3,000円)を差し引いた額をお支払いします。ただし、携行品1個、1組または1対につき10万円を限度(現金・乗車券・宿泊券などの場合は5万円を限度)とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●置き忘れ、紛失 ●自然消耗、性質によるさび・かび・変色、虫食い、通常有する性質や性能の欠如 ●電氣的事故・機械的事故(故障等) ●保険の対象である液体の流出 ●汚れ・キズ・塗料のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害 ●故意、重大な過失、戦争等による損害 ●酒気帯び運転、無資格運転、麻薬等を使用しての運転による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害 <p>! ●損害による価値の下落(格落ち損)につきましてはお支払いできません。 ●盗難の場合には、必ず警察署にお届けください。</p>
<p>(注)「携行品」とは、被保険者(補償の対象となる方)が国内旅行行程中に携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、バッグ、衣類等)をいいます。ただし、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、コンタクトレンズ、稿本、設計書、船舶、自動車、原動機付自転車、山岳登山・フリークライミング・ハングライダー搭乗等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、義歯、動植物などは携行品に含まれません。</p>	
<p>●救護者費用等 被保険者(補償の対象となる方)が国内旅行行程中に次のイ～ハのいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した下記①～⑤の対象となる費用のうち、社会通念上妥当と認められる費用を保険期間を通じ、救護者費用等保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>イ 搭乗する航空機または船舶の行方不明もしくは遭難</p> <p>ロ 急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等により確認された場合</p> <p>ハ 旅行行程中のケガ(事故)により事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、戦争等による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする事故 ●脳疾患、疾病または心神喪失に起因する事故 ●妊娠、出産または流産を原因とする事故 ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、フリークライミング、ハングライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ●自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間の事故 ●頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの <p style="text-align: right;">など</p>
<p><対象となる費用></p> <p>①遭難した被保険者の捜索救助費用(注1) ②現地までの交通費(救護者2名分かつ1往復分まで)(注2) ③現地および現地までの行程における宿泊料(救護者2名分かつ1名につき14日分まで)(注2) ④被保険者(補償の対象となる方)を現地から移送する費用(注3) ⑤現地での諸雑費(3万円を限度)</p> <p>* 現地とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。 (注1)山岳登山の行程中に遭難した場合の費用を除きます。 (注2)被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後現地に赴く救護者にかかる費用は除きます。 (注3)被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃は除きます。</p>	

※上記の特約はセットされた場合のみ適用されます(別途追加保険料が必要となります。)

※上記のほかにもセットすることができる特約があります。また、ご契約内容・事故内容により上記以外の費用保険金や特約保険金がお支払いの対象となる場合があります。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照いただくか、弊社代理店または弊社にご照会ください。

ご契約の型と保険料

〈基本補償タイプ〉

保険期間 ご契約の型	1泊2日まで			3泊4日まで			6泊7日まで			13泊14日まで		
	1	2	3	1	2	3	1	2	4	1	2	4
死亡・後遺障害	4,000万円	2,500万円	1,000万円	4,000万円	2,500万円	1,000万円	4,000万円	2,500万円	1,000万円	4,000万円	2,500万円	1,000万円
入院日額	12,000円	9,000円	9,000円	12,000円	9,000円	9,000円	12,000円	9,000円	6,000円	12,000円	9,000円	6,000円
通院日額	8,000円	6,000円	6,000円	8,000円	6,000円	6,000円	8,000円	6,000円	4,000円	8,000円	6,000円	4,000円
保険料	1,210円	832円	602円	1,466円	1,006円	725円	1,746円	1,195円	645円	2,432円	1,668円	902円

〈オプション補償付き充実補償タイプ〉

保険期間 ご契約の型	1泊2日まで			3泊4日まで			6泊7日まで				13泊14日まで			
	A1	A2	A3	B1	B2	B3	C1	C2	C3	C4	D1	D2	D3	D4
死亡・後遺障害	3,761万円	2,075万円	637万円	3,772万円	1,548万円	478万円	3,779万円	3,360万円	1,661万円	591万円	3,227万円	2,648万円	1,562万円	476万円
入院日額	14,000円	8,000円	6,000円	12,000円	6,000円	6,000円	14,000円	10,000円	8,000円	6,000円	14,000円	10,000円	8,000円	6,000円
通院日額	7,000円	4,000円	3,000円	8,000円	3,000円	3,000円	7,000円	5,000円	4,000円	3,500円	7,000円	5,000円	4,000円	3,000円
賠償責任	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円										
携行品損害 (自己負担額3,000円)	20万円	20万円	20万円	30万円	20万円	20万円	40万円	30万円	30万円	20万円	30万円	30万円	30万円	30万円
救済者費用等	200万円	200万円	200万円	200万円										
保険料	1,500円	1,000円	700円	2,000円	1,000円	800円	2,500円	2,000円	1,500円	1,000円	3,000円	2,500円	2,000円	1,500円

〈ご注意〉

1. 15日～1か月までの旅行期間の保険料は弊社代理店または弊社にご照会ください。
 2. 上記ご契約の型以外をご希望の方は、弊社代理店または弊社にご照会ください。
 3. 旅行中に、山岳登山などの危険なスポーツをなさる方は、保険料が異なりますのでお申出ください。
- ※保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金に制限があります。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照いただくか、弊社代理店または弊社にご照会ください。

20名以上の場合は団体割引が適用できます。

グループ・会社などの団体が1保険契約において、被保険者(補償の対象となる方)数が20名以上で保険料が10,000円以上となる場合に団体割引が適用できます。詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会ください。

ご契約時のご注意

- 保険契約申込書の記載内容に間違いがないかご確認ください。
- ご契約を締結いただく際には、他にご加入の傷害保険契約(積立保険を含みます)・共済契約などの重要な事項について正しくお申出いただく義務(告知義務)があります。正しくお申出いただきませんと、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

ご契約後のご注意

- 被保険者がご契約者以外の方である場合において、被保険者になることを同意されていなかった場合等は、被保険者は、ご契約者または弊社に対し、この保険契約の解除(その被保険者に係る部分に限ります。)を求めることができます。

事故に関するご注意

- 事故にあわれた場合、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。事故の発生の日から**30日以内**にご通知のない場合には、保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがあります。また、保険金請求の際は保険金請求書等の書類をご提出いただきます。
- 保険金の種類により、被保険者(補償の対象となる方)に保険金を請求できない事情がある場合に、**代理人の方**(配偶者、3親等以内の親族)が被保険者(補償の対象となる方)に代わって保険金を請求できる**代理請求制度**がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会ください。
- 事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者(被害者)は、優先的に保険金の支払を受けられる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

- * 保険料をお支払いの際は、弊社所定の**保険料領収証**を発行しますので、お確かめください。
- * このパンフレットはごく簡単な説明です。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照いただくか、弊社代理店または弊社までご照会ください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、「契約申込書」および「重要事項説明書」に記載しておりますのでご確認ください。
- * 弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報のお取り扱いに関するご案内」をご確認ください。
- * 弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
 お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424[9:00~17:00(土日祝除く)]
 ホームページアドレス <http://www.nissinfire.co.jp>

万一事故にあわれたら サービス24 **フリーダイヤル 0120-25-7474**
24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

- 安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。